

第4回定例会会議録

平成30年12月11日（火）

開 議 午前10時00分

○議長（小井土哲雄君） これより本会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名であります。

仁科英一議員、所用のため欠席する旨の届け出がありました。理事者側は全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

―――日程第1 一般質問―――

○議長（小井土哲雄君） 日程に従いまして、これより一般通告質問を続行します。

頁	通告番号	氏 名	件 名
125	6	内 堀 喜代志	茂木町長公約の同和事業廃止について
139	7	池 田 る み	住宅確保要配慮者支援について
			保育園の充実について

通告6番、内堀喜代志議員の質問を許可します。

内堀喜代志議員。

（1番 内堀喜代志君 登壇）

○1番（内堀喜代志君） 通告番号6番、議席番号1番、内堀喜代志です。

皆様、改めておはようございます。一般質問の通告に入る前に、9月定例会の私の一般質問についてのその後の状況をお知らせいたします。

9月10日、私の一般質問で、町長の宴席での失態について質問したところ、町を代表する人間として大変恥ずかしいとの答弁を得た。翌々日の夕方から夜にかけて、町長は、自宅の敷地内で企画財政課を中心とした町職員、そのほかの人とバーベキューをしながら夜半まで大騒ぎをして近所迷惑であったとの話が、後日、私の耳に入りました。

町長自身は、一般質問が終わり一段落したと思いますが、バーベキュー当日は、

9月定例会開催中で、29年度決算の常任委員会審査の中日です。その後、一般質問の内容は、西軽テレビや議会だよりで町民の知ることとなり、町長の宴席での失態にあきれている町民が多くいる中、町を代表する人間として大変恥ずかしいと思うのであれば、しっかりとした自覚を持って行動されるべきと、一言申し上げます。

さて、それでは、本題の一般質問に入ります。今回は1件の一般質問をします。題名は、茂木町長公約の同和事業廃止についてであります。

茂木町長は3期12年、同和事業の廃止を公約に掲げてきました。また、昨日の古越弘議員の一般質問の答弁にて、同和事業の廃止は一貫して実行した。圧力には屈しなかったと述べました。同和事業の廃止について、どのように進めて、その成果はいかがだったかお聞かせください。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） それでは、お尋ねの同和事業対策の成果について申し上げます。

同和対策事業とは、過去における身分制度を起因として発生した部落差別を理由に、他の地域と比較しておくれていた劣悪な生活環境などの格差を整備するために行う事業であり、そのため、永久的な事業ではなく時限立法となっております。したがって、本来の同和対策事業というものは、法もとの平等を掲げた日本国憲法の精神から見て、実施する必要性の高い事業であったと考えられます。しかし、この事業を部落解放同盟が私物化し、また、利権などに悪用したことで、本来の事業の内容をゆがめてしまったことにあります。

したがって、同和対策事業とは、部落解放同盟や同和会への対応の問題といえます。つまり、同和事業の廃止とは、部落解放同盟などによる行政への介入を完全に排除することが大前提となります。

国におきましては、1987年に地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる地対財特法が施行され、その後、数度にわたる改正を終えた後、2002年に国策としての同和対策事業は終えんしました。

これは、長年にわたる事業の実施によって、劣悪だった同和地区及び住民の生活環境などが改善されたこと、また、そもそもこの法律が時限立法であったため、国における同和対策事業を終了したということになります。

御代田町における同和対策事業とは何だったのかということです。御代田町で部

落解放同盟が何をやってきたのかといいますと、解同の一部幹部から町職員に対して、異常なまでの圧力や脅しが日常的に行われてきた結果、平成18年10月3日に、当時の人権同和对策課長が自殺に追い込まれるという大変悲しい出来事が起きてしまいました。

私が町長になってから、この課長の自殺が、職務上の理由による公務災害に当たるのではないかという遺族の申し立てにより、関係機関に申請を行った結果、平成21年3月に認定を受けることができました。申請して約2年での認定は珍しいケースで、それほど御代田町での事件は異常だったわけです。公務災害の認定によって、課長の自殺が、町の進めた同和对策事業によるものであることが、公的機関によって証明されました。

私が36歳のときに町会議員になってからの15年間に、御代田町で実際に起きたことは、同和事業に関係した職員のうち、長期休暇が4人、退職が1人、長期休暇にならなくても、精神的に苦痛を負っていた職員は少なくありませんでした。家族にとっても不安な毎日を過ごしたと聞いています。職員だけでなく、地域住民の関係者にとっても、そのときの恐怖心は心の奥底に残っています。それほど心の傷が深い問題です。

職員の証言によれば、日常的に解同の事務所に呼び出しがあり、職員は人間性を否定されるような言葉で一方的に責められ、それは数時間にも及び、時には深夜まで続くという異常な実態が明らかになっています。こうしたことから、私が町長に当選した直後の6月定例議会の招集挨拶で、同和事業の終結を宣言いたしました。

こうした経過の中で、同和事業を廃止した成果としましては、一つとしては、町が同和事業を廃止して12年たったわけですが、同時は差別発言事件ということで、中学校などを中心に差別発言事件が発生し、非常に混乱していた教育現場ですが、今は一件の差別発言事件も起きていませんし、過去のような混乱は全く起きていません。同和事業を廃止することが、部落差別をなくしていく一番の道だと実感しています。

1点目は、学校現場での安定した状況になったということにあります。

2つ目に、同和事業の大きな問題は、行政が同和地区の方々あるいはその出身者という理由から、財政上の支援や事業の上での特別扱いを継続したことによって、同じ町の中に、一般町民と同和地区関係者という大きな垣根、壁をつくってしまった

たことです。町民の中に、同和の人たちだけなぜいい思いをするのかという逆差別的な意識までつくってしまいました。ですから、御代田町での同和事業の廃止は、これまで行政がつくり上げてしまった、一般町民と同和地区関係者という垣根、壁を完全に取り払って事業のあり方を全ての町民に対して、できる限り公平、平等な行政に戻したということです。

3つ目に、御代田町で人権政策の作業を進めるに当たって、部落解放同盟など外部からの圧力や干渉を許さずに、町民の暮らしや意識の実態から出発して、全ての職員がみずからの頭で考えて、自主的かつ主体的に人権の町にふさわしい事業のあり方を模索していくことが可能になったということです。

4つ目には、これまで人権という問題は、同和事業を進めることとイコールとなつてゆがんで理解され、事業の内容としても同和事業が中心になっていました。

御代田町での同和事業の廃止は、この偽りの人権ではなく、本来の人権尊重という精神に立って、そのための課題を明らかにするとともに、基本的なスタンスとして、日本国憲法と各種法律に基づいて人権に対する意識を高めて、今後の事業を実施することができるようになったということです。

5つ目に、同和事業は最大の税金の無駄遣いで、理由のつかない予算の支出によって、町民のために必要な予算が削られてきたことです。この事業の廃止によって、貴重な税金を町民の皆様のために使うことができるようになりました。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 今、町長から同和事業の総括的な答弁を得ました。同和事業の課題について、これから具体的にお聞きします。

まず初めに、同和対策の一つとして、先ほど申しました財政的な支援、土地取得、住宅新築、住宅改修資金の貸付事業がありました。この資金の回収について、茂木町長自身が回収に回るとのことでしたが、どのくらい回ったか、その行動の裏づけと成果はいかがか、具体的にお聞かせください。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 茂木町長が就任してから平成29年度末までの決算の状況について回答いたします。

茂木町長が就任いたしました平成18年度2月、平成19年2月ですけれども、平成18年度末の貸付件数ですけれども、こちらその当時42件ございました。平成29年度末の貸付件数は35件、この差が7件となっております。その間、繰り上げ償還が行われたものが5件でございます。

各年度ごとの収入状況でございます。平成18年度から平成29年度までの収入実績でございますが、現年度分の収入額が5,040万9,000円ほどです。過年度分が1,123万5,000円ほどでございます。合わせまして6,064万5,000円ほどの収入でございます。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） それでは、お答えいたします。

まず、この住宅新築資金の借入事業につきましては、同和地区の住民の皆様の生活環境を整備する目的で、住宅の建設あるいは土地の購入、あるいは改修などに対して、町が銀行から借り入れを行って、各個人に町が貸し付けをして、その各個人は町に対して返済するという事業でありまして、平成32年度にこの事業は終了する予定となっている事業であります。

この事業につきましては、全国的になんですけれども、近隣の市町村でも、全国の市町村でも、この事業を実施した自治体については同様な事態が発生しております。それは慢性化する滞納という問題です。この対応につきましては決定的な対策もなく、どこの自治体でも対応に苦慮しているという状況であります。

長野県におきましても、国に対しまして債権の管理や回収業務を国に一元化して、整理回収機構のような体制整備ができないかという検討を要望した経過もありますが、国におきましては、計画的な強制執行などを進めたい意向のようですが、何ら具体的にはなっていないことから、長野県あるいは全国的にも、この問題の解決の決定的な対策がないという状況にあります。

私が当選した年とその翌年、2回にわたって滞納者を訪問いたしました。この滞納者を訪問してわかったことは何かということですが、まず、資金の借り入れを行ったという方が、実際には、購入した住宅もないし土地もない、そして行方不明になっている、こうした方。また、完全に行方不明になっている方、会社の倒産による失踪、生活保護、年金だけが収入の低所得者。また、回ってわかりましたが、

借り入れる際に、部落解放同盟の関係者から返済の必要のないお金だと言われたというようなことまで出ております。こうした実態が明らかになりました。

その中で、とにかく、例えば毎月5,000円でも、要するに生活保護とか年金だけの収入の低所得者ですから、計画どおりの返済を求めることは非常に不可能かと判断しまして、例えば月々5,000円であるとかそういう返済。とにかく継続して返済していただきたいということをお願いしております、現在でも、先ほど話がありましたように、この時点から返済を完了した方が8名、繰り上げ償還が5件とこういうことで、きちんと返済していただく方は、期限までにというわけにはいきませんが、月々きちんと返済しております。だめだという方は、先ほど言ったようなさまざまな問題で、生活困窮の状況にあるという実態がわかりましたので。

国の流れとしては、平成32年度にこの事業は終了しますけれども、当然、返済については継続して最後まで払っていただくということで考えております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 大変失礼いたしました。先ほど私の答弁の中で貸付件数でございます。平成18年度、当初42件で、平成29年度末の件数ですけども、35件ではなく34件、町長の答弁の中にありました、完済した方8名ということになります。大変申しわけございませんでした。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 町長は今の答弁の中で、2回ほど返済について回った。それと、それぞれの事情についていろいろ説明がありました。町長自身は、貸し付けに2回しか回らなかったですが、それで、その程度で回収が済んだと考えるのは、どうも不自然と思います。本気で返済をお願いするには、何回も歩くのは当然と思いますが、いかがですか。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） この点については、私がとにかく回らなければいけないという理由の一つもありません。ただ、この事業が、極めて複雑で困難な課題であることから一人一人の方を訪問しているわけです。他のいろいろな滞納者とか当然ありますけれども、それはきちんとした法律に基づいて執行できますけれども、この問題はそれとはちょっと違いますので、そういうことから2回訪問しましたが、実態として、

例えば月々5,000円返済しますという方が、月々5,000円返済していただいているのであれば、それ以上の無理なことはちょっと不可能かと思います。追い打ちをかけるだけが行政の仕事ではないと思います。

なぜこの事業というものの返済が難しいのかと。一般的に税金とかという場合には、職員に財産を調査する権利を持っています。ですから、一般的な税金の滞納者などに対しては、例えば預金の調査、財産の調査あるいは給与の調査などの調査する権利を職員が持っています。

ところが、この借入れについては、本来的にはこの事業は、例えば金融機関から借りる人に対して、金融機関との関係でやっていただいて、その利子補給をするというようなことであれば、それは金融機関がきちんと各個人の返済能力というものを調査して、保証能力などを調査してお金を貸しますけども、今回の場合にはそういう形ではなくて、町が金融機関から借りて個人に貸していくという。つまり行政というものが、貸金業的な権限とかノウハウとかそういうことを持たない中で、それは恐らく同和地区の関係者の皆さんの状況から見て、金融機関からの借入れは難しいだろうということから、こういう対処をしたのかというふうに思います。

ただ、問題はそういうことから、借入れをしたけども、土地も何もないというそういうようなあり得ないことが起きているということです。

したがって、この住宅新築資金の貸付事業につきましては、税金などと違って、町の職員に調査権がないために、預金調査いろんなことができないということから、財産や給与の差し押さえということもできないということになります。そういう状況にあります。

また、連帯保証人ということを決めています。当然。ただ、例えば借りた人たちが相互に連帯保証人になっているケースがあったり、連帯保証人そのものの保証能力というようなものについても、きちんと審査が行われているわけではありませんので、この連帯保証人に返済を求められるという状況にもありません。

既にこの事業は、貸し付けるという事業は既に終わっておりまして、現在は、返済を進めるという事業という内容になっています。

内堀議員御指摘のとおり、確かに最初に回ったのが12年、11年前ということになって、返済している皆様の生活状況とか、例えば亡くなってしまったとかいろんな状況もあるかと思いますが、確かに御指摘いただいたとおり、その後の貸し

付けを行った皆様の生活状況などがどうなっているのかということを実際に生の姿を確認してくるということも、確かに御指摘のとおり重要なことかと思っておりますので、その点については御指摘のとおりかと思っております。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 町長、今申されたとおり、それぞれの貸した方の状況なんかを把握するのは非常に大切かと思えます。それで、町長まだ任期があるので、まだまだ2月まで任期があるので、ぜひもう一度回って状況を確認しながら、今後、返済のほうに向けて努力してもらいたいと思えます。いかがですか、その点は。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 了解いたしました。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） それでは、ちょっと論点を変えます。町長1期目の公約で、同和対策課を廃止して現在に至っているが、平成28年度からスタートした第5次長期振興計画で、人権が尊重される明るいまちづくりの推進とありますが、どのように取り組んだか、また、その成果をお聞かせください。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） それでは、教育委員会からそれぞれの人権教育の推進についてお答えいたします。

まず、学校教育における人権教育につきましては、それぞれの教科や道徳、特別活動、総合的な学習、そういった時間の中で、それぞれの性質に応じて教育活動全体を通じて推進しております。

教員は、児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、日常の学校生活を含めて人権が尊重される学校経営を行うよう努めております。

人権感覚の豊かな児童生徒の育成につなげるためには、教師みずからの人権感覚を高めていくことが必要となっています。児童生徒が学年の段階に応じて、人権の意義や内容、重要性について理解して、自分の大切さとともに、ほかの人の大切さを認めること、それができるようになることが大切であり、こうした人権感覚を身につけるため、学級を初め学校生活全体の中で、みずからの大切さやほかの人の大切さが認められることを児童生徒自身が実感できるような学習の場を心がけて取り

組んでおります。

小学校における人権教育の取り組み状況につきましては、毎年、人権教育月間を設定しまして、親子での人権に関する標語づくり、あるいは友達にしてもらってうれしかったことなどを記入する笑顔の花の取り組み、それから、心の集会及び児童と教職員の人権意識チェック、こういったものを行っております。

中学校につきましても、同じように人権教育月間を設けて、人権に関する広聴講話、それから外部講師による講演会、それぞれの学級での集中指導、そういったことを行っております。

小中学校の教育活動を通じて、学校教育目標や教育計画の中に人権教育を位置づけ、人権教育が推進されるよう取り組んでおります。

それから、企業での人権に関する取り組みとしましては、企業の社会的責任として、人権尊重の考え方を企業方針に取り入れたり、職場内で研修を行うなど、人権の尊重は企業の責務となってきました。

御代田町内では、郵便局、ミネベアミツミ株式会社、シチズンマシナリー株式会社、シチズンファインデバイス株式会社、それから金融機関など、合計18社が参加する御代田町企業人権教育推進会議、こちらで長野県や佐久地区企業人権教育推進連絡協議会、そういった関係機関が主催する研修会に参加しております。

また、それぞれの企業内で行われる人権教育研修への資料の貸し出しを行い、経営者や担当者だけでなく、従業員一人一人が人権に配慮した意識を高めるための活動を実施しております。

以上でございます。（「私から」と呼ぶ者あり）

○議長（小井土哲雄君） 教育長、自席での発言を許可します。いいですよ。体調がよくないみたいで。大丈夫ですか。

（教育長 櫻井雄一君 登壇）

○教育長（櫻井雄一君） 次長とちょっと重なるところがかなりあるかと思いますが、私からの思いもちょっとお伝えしたいなと思ひまして、発言を求めました。

学校教育での取り組みでございますが、法律が制定され、平等な社会になっても、なぜ差別がなくなるのか。それは、私たち一人一人の心の中に差別意識があるんじゃないかと思っております。その意識を変えない限り、差別はなくなるまいと思ひます。

学校では、人権感覚を身につけるために、あらゆる教育活動を進めております。教育は、人権をベースに成り立っているといっても過言ではないと言えます。教師と児童生徒と保護者が信頼関係で結ばれているからこそ成り立っているものだと思います。

心についての学習、道徳ですが、学級全体で資料を読み深めたり活動したりする中で、個々の児童生徒が見出していくものと考えております。決して教師から押しつけるものではない、そのように思っております。それは、子どもたちが次第に迫る場面である教室が、人権感覚に満ちているかが問題かと思えます。

学校はさまざまな児童生徒が学んでおります。障害のある子もない子ともに学ぶ教育こそが、一人一人を大事にする教育であると考え、インクルーシブ教育の推進を行っております。教員の研修会、視察研修などを進め、どの学級でも人権感覚に満ちた学級づくりにも力をいただいております。

本年度は特に、教師力アップと親力アップのために、指導主事の先生を雇用し、日ごろの授業改善に取り組んでおります。地道な活動ではありますが、学校の要請で各学級の授業に参観し、その後指導も行っております。保護者向けの講演会も実施しました。子どもたちの言動の現象面ばかり捉え指導する教師や保護者でなく、その言動してしまった子どもの内面を理解しなければ解決しないということを教えていただきました。

このように、教育は近道はないと思っております。地道な活動を通して、少しずつではありますが、教師が教え込む教育から、子どもが主体的に問題を解決していく学びの姿に少しずつありますが変わりつつあります。児童生徒による学び合いこそが、子どもたちの人権感覚を育てることだと思っております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えいたします。

まず、この人権が尊重される明るいまちづくりの推進という問題については、先ほども申し上げましたとおり、人権という問題が、これまで部落解放同盟の介入によって、つまり部落解放同盟から押しつけられた人権という政策が行われていたが、この部落解放同盟の介入を排除したことによって、人権という問題を、町として、また担当職員として、また教育委員会などとの、みずからの頭で考えて、こ

の人権が尊重されるまちづくりができるようになったということが一番大きな成果かと思います。

人権とは、広い意味で、人間が人間として生まれながらに持っている権利のことをいうかと思います。つまり、全ての人間が経済的な理由、家柄、身分、職業、性別、政治的立場あるいは宗教、思想信条などにおいて、差別されることがなく法のもとに平等であるということになります。

したがいまして、地方自治体におきましては、町が行うあらゆる事業に対しまして、人権を尊重する精神とか立場ということが求められていると、私としては理解しています。

具体的には、人権を尊重するという考えのもとにどういう事業をやっているのかといいますと、例えば一つは、私が町長になってから始めたのが、障害者施設であるやまゆり共同作業所による役場庁舎の清掃活動、これについては始めてから12年になりますが、これについては役場の職員も、来ていただいた障害者の皆様と触れ合うことができたり、やまゆり共同作業所の皆様も、役場の清掃活動をやるということに非常にプライドといいますかやりがいを感じておりまして、これは非常に大きな意味があったかなというふうに思っています。

それとか、例えば生まれた子どもに絵本をプレゼントする、10カ月健診のときに保健センターに来たときに絵本をプレゼントする親子のふれ愛絵本事業というのをやっていますが、これにつきましても一人一人の子どもを大事にしようという私の考えで、毎回、一人一人に私がそこに出て本を手渡しております。

また、小学校1年生に本をプレゼントする読みトモみよたっ子事業ということも行っていますが、これも1時間の授業の中でクラスごとに、これも子どもたちに一人一人に声をかけて本を手渡しています。これは町としても、一人一人の子どもたちをみんな大事にしているよという、そういう気持ちでこうした事業を行っています。大分時間もかかる事業なんですけども、ここは丁寧に一貫してこの間そういう形でやっています。

学校では、発達障害というのが大きな問題になっております。先ほど教育長からも答弁があったと思いますが、この発達障害があるからということで、安易に特別支援学級に入れるということはどうなんだろうという疑問を持っています。できる限り、発達障害がある子どもも普通学級での授業を受けさせることができな

いかというふうに考えておりました、これについては必要な人員の人数の学習支援員を町費で雇って、できるだけ普通学級で学べるようにしておりますけども。

これが、御代田町のレベルがどういうレベルなのかということが、私たち自身はちょっとわからないんですけども、ほかから異動してきた先生方の話では、御代田町は町費で学習支援員をしっかりと雇っていただいて、ほかの町にはない、前の学校にはこういうことがなかったので大変ありがたいという評価をいただいておりますので、その評価が正しいのかなと思っております。障害がある子もない子も一緒に学ぶインクルーシブ教育を進めているということでもあります。

また、つまらない話になるかと思いますが、中学校の特別支援学級の子どもたちが茶道をやっているんです。これは2人の茶道の先生が特別支援学級に来て子どもたちに茶道を丁寧に教えて、礼儀とかいろいろ挨拶の仕方とか、いろいろ教えているんですけども、そういうところも私も一緒に訪問して、子どもたちと一緒に茶道の授業を受けたり、そういう触れ合いというものも重視しています。こうした小さいことも含めて、人権の尊重という気持ちでこうした事業を行っております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 人権教育のことについてはわかりました。話をまた戻して、同和対策事業の話にしたいと思います。

茂木町長は、同和事業について貸付金の返済、直近のところの貸付金の返済の具体的な進展がないままに、町長選の前になると、私がいなければ同和は復活すると言ってきています。同和対策事業を自分の選挙戦の道具に使っているといっても過言ではありません。来年2月の町長選出馬か否かの表明をしていますが、茂木町長は同和対策を選挙戦に持ち出せないと思いますが、いかがですか。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 申しわけありませんが、先ほどの住宅新築資金につきましても、私が訪問活動を行う前、私が当選したすぐに、例えば600万円を全部納めていただいたとか、ですから18年度と19年度については、返済は、金井さん、数字わかりますかね。返済は大きく進みました。これは事実です。

議員おっしゃいます、同和対策事業を選挙に利用するのはいかがかと、こういうことなんです。実は私も1期目のとき、1期目というか、1回目の選挙はやむを

得ないです。同和対策事業というものが町の選挙の最大の争点になりましたので。

2回目、3回目も、もう同和のことは言いたくないというのが、私の本当心情です。

ところが、そうした中で部落解放同盟の動きがあるとか、いろいろな話が出てくる中で、町民の皆さんから同和事業が復活するんじゃないかというそういう声が出たりするわけですね。

実は、今回の一般質問もとてもやりたくないです。同和事業のことは、私としては話したくない。この事業は、過去の問題として、終わった問題として、もうやめてもらいたいというのが私の心情です。というのは、この同和対策事業という問題を出されたときに、この同和対策事業の対象者になっていた方々が、ようやく、この同和対策事業が終わって一番喜んでいただいたのは、実は同和地区の地区という言い方は正しいかどうかわかりませんが、この皆さんです。この皆さんが、何か自分たちが特別に一部幹部のように強烈に町に要求したりして、自分たちがそういう人間に見られていた。それがたまらなかった。だから、同和対策事業をやめて一番喜んだのは、実は、同和対策事業を受けていた皆さんです。これでようやく同和地区とか一般住民という垣根、壁がなくなって、普通におつき合いができる、そうですよね。町民の皆さんが、なんだ、あんた方いい思いしているじゃないかと言われてきて、つらい思いをしてきているわけですよ。それをなくしたわけですよ。ですから、本当に今度の一般質問は、一番嫌いな内容です。ただ、聞かれたのでお答えしていますけども、同和対策事業の問題は、選挙にぜひ出さない御代田町になってもらいたいですよ。私は好きでこの問題を言っているわけではありません。これはもう嫌なんです。御代田町が長い間抱えてきて、職員も苦しみ、住民の皆さんも混乱させられて、学校教育現場は大混乱の中にあって、そうした状況を考えたときに、もうこの問題は静かに終わっていくのを私は願っています。

以上です。正確な数字を。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 平成18年度、19年度の過年度分の償還の額について御報告いたします。

平成18年度につきまして、2月ですけども、605万5,000円の償還金が納付されております。また、平成19年度につきましては、4月と12月にある程度まとまった金額が納付されておまして、4月が18万1,000円ほど、

12月が15万円ほど入金されております。

先ほど最初に私のほうで、平成18年度から平成29年度までの過年度分の収入の累積ということで1,123万5,720円の収入がございまして、このうち18年度、19年度分が638万円ほどの金額が納付されている状況でございます。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 先ほどの町長の答弁で、今回の私の一般質問の意味合い、それは、私も今回一般質問するに当たり、過去の会議録をいろいろ読みました。その中で、町長1期目の当選のときに議会での議論では、同和対策の話は、先輩議員、過去の先輩議員が盛んにやっておりました。しかし、その後、この点については大きく進展がなかったので、我々議会としても、私議員としても、この件は、一回集約しようというつもりで今回の一般質問をしました。

先ほど言いましたように、町長選の前になると、町長自身が言わなくもその話が盛んに出てくるという状況は、非常に私としても悲しいことでもあります。そのためにも、今回この同和対策の話は、これで終わりにしようというのが私の思いであります。その点では町長と一緒にの思いであります。

3期12年の長きにわたって町政を担ってきた茂木町長、同和事業の廃止、その他いろいろな成果があり、大変な思いをしてこられたと思います。そろそろこれで茂木町長は引退の時期かと思いますが、その進退をお聞かせください。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 前々から言っておりますけども、ただ、同和事業の問題は、これが一人の課長の命を奪ってしまったということなんです。そこまで最悪の事態だったということです。ですから、つまり客観的、傍観的に物事を言うのではなくて、この事業が人の命まで奪ってしまった事業であるということを、改めて、原点に戻って考えたいと思います。

進退の問題については、最終日なりこの議会の中で表明するというのを申し上げておりますので、そのようにさせていただきたいと思っておりますけども。

ただ、進退という問題が、自分の欲得でやりたいとかそういう問題ではなくて、茂木祐司という人間が必要とされるのであれば、それはその声に応えなければいけませんし、必要とされないということになれば、それは当然、自分の歴史的使命は終わったんだなというのが私の考えですので、その考えに基づいて最終的に判断さ

せていただきます。

○議長（小井土哲雄君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 一般質問を終わります。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、通告6番、内堀喜代志議員の通告の全てを終了します。
この際、暫時休憩します。

（午前10時46分）

（休 憩）

（午前11時00分）

○議長（小井土哲雄君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行します。
通告7番、池田るみ議員の質問を許可します。
池田るみ議員。

（5番 池田るみ君 登壇）

○5番（池田るみ君） 通告番号7番、議席番号5番、池田るみです。本日は2件について質問いたします。

1件目の住宅確保要配慮者支援についての質問に入ります。

当町は平和台住宅と桜ヶ丘団地の町営住宅の使用料の収入が近年減少しておりますが、その要因の一つが入居者の所得が低くなっていることが上げられております。

公営住宅は国土交通省において、2007年に制定された住宅セーフティネット制度の中核として位置づけられ、民間賃貸住宅への入居に困難を伴う低所得者や高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、そのほか住宅確保に特に配慮を要する住宅確保要配慮者に対して、供給、促進をすることになっていることから、町営住宅が当町においても重要な役割を持つと考えられます。

住宅セーフティネットの制度を考える上で、まず把握しておかなければならないのが、住宅確保要配慮者の状況であります。国土交通省によると、今後10年で65歳以上の単身者は100万人増加するという推計であります。

また、厚生労働省によれば、平成29年2月の生活保護受給世帯が163万1,000世帯と、20年前の平成9年の63万世帯と比べて2.5倍に増加していて、特に65歳以上の高齢者世帯が51%を占めており、このうち9割近くが単身世帯です。

また、若者、子育て世帯については、30代の給料は1997年の平均収入が

474万に対し、2015年は416万円とピークのときから1割減で、ひとり親世帯では平均年収200万円と低収入の家庭が多く、収入が減少する世帯の増加は社会問題にもなっております。

このようなことから、町営住宅に入居を希望する世帯も多いと考えますが、現在の入居状況や、9月に行われた町営住宅入居待機者申し込み状況はどのようなになっていたのかお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

町営住宅は現在、桜ヶ丘団地と平和台団地の2カ所、それぞれ7棟102戸、10棟31戸ございます。

平和台団地につきましては、新規入居の申し込みは行っておりません。桜ヶ丘団地は、平成5年から平成12年にかけて、3LDK90戸、2LDK12戸を整備しております。住戸の広さにつきましては、整備当時、家族が増えていくという想定で、広目の部屋を多く設定したものと思われま。

入居の募集は、原則として年2回、3月と9月に行っております。空き状況に応じて半年間待機いただくことが可能となっております。3人以上の世帯については3LDK、2人までの世帯につきましては、2LDKへ御案内しているところでございます。

現時点での入居状況ですが、桜ヶ丘団地は102戸中93戸が入居中で9戸が空きとなっております。平和台団地は37戸中29戸が入居中でございます。桜ヶ丘団地の空き住戸9戸につきましては、全て3LDKとなっております。

入居の待機状況につきましては、桜ヶ丘団地2LDKへの待機者が2世帯となっております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 平和台住宅は新たに入居を受け入れていないというわけですが、桜ヶ丘団地は空き室があります。今のところ3LDKが9戸ということだったんですけれども、その空き室は緊急時に対応することもあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 空き室9戸の緊急時の対応でございますけれども、公営住宅法によりまして、緊急時の入居というものが対応できていないというところが現状でございますので、それについては対応はしておりません。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 対応はしていないということではありました。近隣の東御市では、平成27年に火災と被災者支援マニュアルを策定しまして、緊急の場合、火災で住宅がなくなってしまった場合には、市営住宅に最長30日間、敷金、家賃は無料で入居ができるようになっているということでした。

当町でもこのようなマニュアル等を作成して、緊急時、火災とか、またその他いろいろあるわけですが、ぜひ対応をしていただきたいと考えるわけですが、お考えを伺います。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

町営住宅は公営住宅法に基づき整備されたものでございます。主に低額所得者を対象とした住宅について、その管理については厳格に定められているところでございます。

近隣の市町村につきましては、公営住宅法によらない独自の住宅を持っている自治体もございます。火災や火災で住宅が消失した場合やDV被害に遭われた方などの応急的な住戸に充てているケースもございます。

当町では、そうした目的に幅を持たせた住宅の用意がないため、長野県福祉事務所へ相談する中で、個別に対応しているところでございます。町独自としての対応ができていないのが現状でございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） わかりました。では、次の質問に入ります。

現在、当町では公営住宅管理条例にあるように、町営住宅に入居する際には、連帯保証人を立てることとなっておりますが、連帯保証人になるためには町内に住所があり、同程度以上の収入があるもの、年齢が60歳以下のものなど、6件の資格の要件があります。

昨年、桜ヶ丘団地の町営住宅に入居した方から、連帯保証人を立てることが大変

だったという話を伺いました。その方はもともとは県内から来られた方で、御代田町内には親戚などがなく、やっと町内の方でお願いできる方が見つかったけれども、年齢が60歳を超えていたことから、連帯保証人になる資格がなく、要件を満たし連帯保証人になってくれる方を探すことが大変で、町内在住や年齢制限は何かならないのかというような御相談もありました。

そんな中、本年3月30日国土交通省が、近年身寄りのない単身高齢者等が増加していることなどを踏まえると、公営住宅への入居に際し、保証人を確保することがより一層困難になることが懸念されることから、住宅に困窮する低所得者への住宅供給という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居ができなかった事態が生じないようにしていくことが必要であるため、標準条例を改正し保証人に関する規定を削除し、連帯保証人を必要としないとする通知が県に来て、町にも来ていると思います。

連帯保証人を求めるかどうかは、条例等で事業主である町の判断となるわけですが、当町でも町営住宅に入居をするに当たって、連帯保証人を立てることが利用者にとっては、大きな負担となっていると考えます。連帯保証人をなくす考えはあるかどうかお伺いします。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

国土交通省からの通知は当町にも来ております。民法の一部改正の施行が平成32年4月に予定されております。今回の改正では、個人で保証契約に極度額の設定が必要になるなど、債権関係の規定の見直しが予定されております。町営住宅におきましては、連帯保証人に対して保証する極度額を定める必要が生じることになるなど、一定の対応が必要になってまいります。

民法が改正されるこのタイミングで、国土交通省からはこれまで入居の前提となる保証人の確保から転換していくべきとの姿勢が示されております。これは平成30年3月30日付で国土交通省住宅局から、都道府県及び政令市に通知されたもので、姿勢の転換の具体的な内容が幾つか示されております。

保証人を確保できないために入居ができないといったような事態が生じないようにしていく必要があり、国が示している公営住宅の標準的な条例から保証人に関する規定を削除したこと、保証人を求めない場合の家賃滞納等については民生部局と

連携し、入居者の実情を踏まえ、個別具体的に対応し、また減免等の制度を活用し対応することなどがございます。

仮に保証人の確保を求める場合でも、見つからない場合には保証人の免除などの配慮を行うなど、特段の配慮をすること。また、平成29年度には家賃債務保証業者の登録制度が開始されたことから、そうした保証業者の機関保証も活用も必要に応じて検討することなどとされております。

以上のように、国土交通省からは保証人に関する規定について、地域の実情等を総合的に勘案して、適切な対応をするよう助言が求められております。

町の実情でございます。当町では、御代田町営住宅管理条例第10条により、連帯保証人の確保を求めています。入居募集の案内にもその旨記載しているところでございます。

同じく管理条例第10条中には、特別な事情があると認めるものに対し、求めないことができる旨も規定されておりますが、現在具体的な運用は行っていない状況です。連帯保証人は、入居者と同等の債務を負うことになり、これまでも入居者に一定の家賃の滞納が生じた場合、連帯保証人へも通知をしているほか、入居者からの納付がされず、連帯保証人へ通知し支払いを受けたケースもございます。このように名目だけでなく、実際に債務を果たしていただいている場面もございます。

また、単身入居者が増加傾向にあり、今後もその傾向が続くことが予想される中、最終的な身元を引き受けていただくという役割も、今後ますます重要になってまいります。

しかし、一方では、入居申し込みに際して、入居に必要な条件を満たしているにもかかわらず、連帯保証人の確保が難しいという相談をいただくことはございます。連帯保証人の主な条件といたしましては、原則として、町内に住所を有すること、入居者と同程度以上の収入を有すること、原則として年齢60歳以下のものとございます。

この条件の中で、住所要件である町内に住所を有することについては、地元でないため、信頼して頼める方が近くにいない、あるいは親戚が近隣に住んでいないなどの理由で、連帯保証人を確保できないという相談もあり、これらは当町では転入による社会増が多いことも要因の一つとして考えております。

担当課といたしましても、そうした相談をされる入居希望者に対しまして、何ら

かの対応ができないか検討してきた経過がございます。その際、入居者と同程度以上の収入、また原則年齢60歳以下のものに関しましては、債務の負担や今後の一定の年数入居を続けるということを踏まえますと、どうしても必要と思われまます。

その中で、町内に住所を有することの、この住所要件について一定程度緩和することで、入居希望者への配慮をすることといたしました。具体的には、入居者の2親等以内の親族であれば、住所は問わないこととし、平成27年度からそのような扱いをしているところでございます。この対応により、数世帯が連帯保証人を確保することができまして、現在入居に至っております。

連帯保証人に関する規定については、現時点では必要であると思われまますので、現行の基準により対応してまいりたいと考えております。ただ、そうした相談等へは対応していきたいところでございます。

今後につきましては、国土交通省の方針、または近隣の市町村自治体の動向などを踏まえまして、適時必要な措置を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） では、当町では連帯保証人を立てることができなくて、町営住宅に入居ができなかったことがあったのかどうか、その点お伺いします。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 過去には、連帯保証人を立てることができず入居ができなかったというのは、具体的な件数とかはわかりませんが、そういった連帯保証人を立てずに入居できなかったという方はいらっしゃるかと思います。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） やはりいろいろ緩和はしていただいているようではあるんですけども、連帯保証人が立てることができなくて、入居ができなかった方があるということ、今お伺いしました。

今回の通知文の中には、保証人の確保を求めていくのであれば、住宅に困窮する方が公営住宅への入居ができないといった事態が生じないように、入居を希望する方の努力にもかかわらず、保証人が見つからない場合には保証人の免除などの配慮を行い、保証人が見つからない場合の対応を募集案内に記載するなど、特段の配慮を行っていくことが必要であるとも書いてあります。

保証人の確保を求めていくのであれば、当町でもこのような配慮をしていただき

たいと考えますが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 国土交通省からの通知、公営住宅の入居に際しての取り扱いについて、池田議員がおっしゃったとおり、その旨が記載されております。

当町といたしましても、このようなことは関係各課をまたいで、話を進めていく中で、対応できるように考えていきたいというふうに考えております。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） では、次の質問に入ってまいります。

高齢化が進む日本では、65歳以上の単身世帯が2015年で601万世帯から、2035年には762万世帯まで増えると見込まれている中、単身高齢者や低所得者らが孤独死や家賃滞納への懸念から、入居を断られるケースが少なくありません。

また、全国の空き家は、2013年には820戸で、20年前の約1.8倍に急増しておりますが、このうち耐震性があり、駅から1km以内の物件は185万戸となっております。2017年4月に成立した、改正住宅セーフティネット法には、高齢者や、子育て世帯、低額所得者などに民間の空き家、空き部屋を賃貸住宅として提供し、一定の条件を満たせば、国と自治体が家賃や改修費などを一部補助する制度が、同年10月25日にスタートしました。

具体的には、空き家、空き部屋の持ち主は、自治体に物件を登録する必要があり、登録条件は高齢者らの入居を拒まない、床面積が25m²以上、耐震性があるなどで、登録された住宅は国が開設した専用のホームページで、入居希望者に物件情報を公開し、マッチングを後押しします。

そして、住居を決めた低所得者、月収15万8,000円には、家賃を月額最大4万円まで補助をして、家賃契約時に連帯保証人を請け負う会社に支払う保証料も最大6万円まで助成されます。また、持ち主が耐震改修やバリアフリーを行う場合、1戸当たり最大200万円の改修費が補助されるほか、住宅金融支援機関の融資が受けられます。

当町では、平和台住宅は新しい入居者を受け入れをしていないことから、今後は、町営住宅は桜ヶ丘団地だけとなるのであれば、このような制度を利用して、住宅に困窮する方が入居ができないということのないようにしていくことも必要になってくることも考えられます。

空き家、空き部屋を活用する新たな住宅セーフティーネット制度に取り組みについてお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

町営住宅は公営住宅法に基づき整備されたもので、主に低額所得者を対象とした住宅として管理等厳格に定められております。入居要件に該当しない場合の利用ができないのが現状でございます。一方で、住宅に困窮されている理由としましては、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世代、外国人など、さまざまあります。

国会においては、平成19年議員立法により、通称住宅セーフティーネット法を制定し、こうしたさまざまな理由で住宅に困窮する方を、住宅確保要配慮者として定義いたしまして、国、地方自治体、民間事業者の協調のもと支援していくことを定めたところでございます。

昨今の高齢者世帯の増加、若年層の収入減少などの状況、一方で空き家等の増加という傾向、また、今後このような傾向が続いていく見込みから、国土交通省においては、これらの状況に対応し、住宅確保要配慮者に対する支援をさらに進めていくため、平成29年度に住宅セーフティーネット法の一部を改正いたしました。

この改正により、新たなセーフティーネット制度が設けられました。1つは住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の登録制度を設けていること、登録した住宅は入居を拒まないこととして、都道府県がその住宅等を監視することとなっております。

2つ目は、登録した住宅に対する改修費の補助、入居者の家賃や債務保証料などの負担軽減のための補助を行うこと。これは都道府県が補助制度を設けた場合、国と協調して補助を行うものでございます。

3つ目は、住宅確保要配慮者への住宅のマッチングや入居支援を行っていくこと。例といたしましては、都道府県が居住支援法人を指定し、この法人が家賃債務保証業務や情報提供などを行うものでございます。

長野県においては、現在1つ目の住宅登録制度がスタートしております。登録住宅に対する改修費などの補助制度は、県において、その必要性や市町村長の役割分担などを検討している状況であるところです。平成31年度までではありますが、国からの単独の補助制度も設けられております。

住宅に困窮する方にとって、行政において根拠法令とは問題ではなく、現に困っている状況を解消したいというのが切実な願いだと思います。当町において、住宅に困窮する方のための住宅といえば、町営住宅とされております。

その運用は、公営住宅法により厳格に定められており、同法の目的である低額所得者に低廉な家賃で賃貸する以外の利用はほとんど認められておりません。そのため、国とする住宅確保要配慮者への対応については、町営住宅だけでは十分とはいえないところでございます。

改修など補助金等につきましては、長野県が実施しております住宅登録制度というものでございます。県においての、その必要性というのは市町村と負担割合などを検討している状況でございますので、今後の動向というものに関係してまいるかと思っております。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） この制度で、国が開設した専用ホームページをのぞいてみたんですけども、登録された物件は長野県では今のところありませんでした。隣接する山梨県、群馬県などでは登録をしています。昨年始まったばかりの制度ですので、またこれからの県内での進みぐあいなども見ながら、ぜひ検討というか、研究をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、次の2件目の保育園の充実についての質問に移りたいと思っております。

この件につきましては、昨日、井田議員も質問をしている部分で重なる部分もあるかと思いますが、通告をしておりますので、そのまま質問をさせていただきたいと思っております。

2017年の就業構造基本調査によると、長野県の夫婦の共働き世帯の割合は55.9%で、2012年の前回調査を2ポイント上回り、全国で5番目に高くなっています。

また、県内女性の年齢階級別の有業率が、25歳から29歳で、2012年度は71.6%に対し2017年度は80.1%、30歳から34歳では、2012年度は70%に対し2017年度は76.6%と大幅に伸びています。結婚や出産による離職が減ったことや仕事への復帰が長期化したりする傾向が見られており、未満児保育に対するニーズが高まっております。

当町でも未満児保育のニーズが高くて、29年度には補助金を出し、本年4月末

満児専門の小規模保育所おひさまが開所し、本年度末には定員の19名がいっぱいになる予定です。また、たんぽぽ保育園では、施設改修工事を行い、定員を30名から36名に増やし、年度末には定員を超える42名となる予定となっております。

9月手例会の本会議で、2園に対し補助金を出した効果について、萩原議員の質疑に対して、保護者のニーズに対応ができていると、内堀町民課長が答弁されておりましたが、その後の常任委員会では、1名の未満児の待機児童がいて、来年度以降は保育士を募集しており、保育士が見つければ受け入れが可能になるということでした。

それから3カ月が経過しますが、現在の待機児童の状況はどのようになっているのか、また10月9日から1カ月間、31年度の保育園の入園の申し込みが行われましたが、来年度の入園希望者は受け入れることができるのかどうかなど、来年度の入園申し込み状況をお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀町民課長。

（町民課長 内堀淳志君 登壇）

○町民課長（内堀淳志君） それではお答えさせていただきます。

9月から3カ月の経過なんですけれども、9月以降保育士のほうは、実際のところは見つかっておらない状況でした。ですが、退園者が1名できたことによりまして、お待ちいただきました方につきましては、無事入園することができたということで、現時点12月1日現在では、待機児童のほうはいないという状況になっております。

また、御質問の来年度の入園希望者、入園希望の申し込みの関係でございますけれども、申し込み人数につきましては363名、30年度の入園申し込みの人数と比較しまして3名の増加となっております。そのうち要望の多い未満児のほうなんですけれども、160名の申し込みがございまして、同じく9名増加しているところでございます。

363名の内訳ですけれども、5歳児66名、4歳児68名、3歳児69名、2歳児70名、1歳児68名、ゼロ歳児22名という内訳になってございます。

昨日、井田議員からの御質問にお答えいたしましたとおり、公立保育園につきましては、保育士が不足していることから、待機児童は発生はいたしませんけれども、ゼロ歳児は全員私立保育園のほうへ入園をしていくこととなっております。今後

とも、保育士確保に向けて努力してまいりたい状況でございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 未満児を受け入れるための要件として、保育室の広さや保育士の人数が関係してきます。国の基準では、保育をするために必要な部屋の面積は園児1人当たり、ゼロ歳児は1.65m²、1歳児は3.3m²、2歳児は1.98m²となっています。

また、職員配置はゼロ歳児が園児3人に保育士1人、1、2歳児は園児6人に保育士1人となっております。当町でも国の基準で受け入れておりますが、公立のやまゆり保育園と雪窓保育園では、現在の未満児の保育室の広さから、保育士を確保すればということなんですけれども、条件を整えば未満児の園児をあとどのくらい受け入れることができるのか、受け入れ可能人数をお聞きいたします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀町民課長。

○町民課長（内堀淳志君） お答えさせていただきます。

公立保育園の未満児の受け入れ可能人数という御質問ですけれども、現在利用している保育室の面積とお一人のお子さんに必要な、先ほど議員おっしゃられました最低面積で算出しますと、やまゆり保育園ではゼロ歳児、1歳児が16名、2歳児が34名受け入れ可能となっております。

この人数を受け入れた場合の保育士、先ほどもありましたけれども、必要になりますが、保育士はゼロ歳、1歳児に4名、2歳児につきましては6名必要となります。

同じく雪窓保育園ですけれども、ゼロ、1歳児が21名、2歳児が20名受け入れ可能でございます。同じくこちらこの人数を受け入れた場合の必要な保育士は、ゼロ、1歳児が5名、2歳児が4名となります。

ただ、こちらのほうは、本当に机上の計算となっております。この人数で実際に保育するためには、園児個々の状況が、加配が必要かどうかというような状況や、子どもたちがその中で、部屋の中で動いた場合のぶつかってけがをとか、そういう部分が、安全管理面等を考慮すると、算出された人数では、保育は実際のところは難しいのではないかというふうに、私のほうでは考えております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 基準で受け入れれば、やはり安全面とか、そういう面では本当に大変になってくるのかなということになります。

しかし、ゼロ歳児も今年度受け入れ、来年度は受け入れないという中で、施設としては十分に保育室はあるわけですので、そのためには保育士確保がやはり重要になってくるのではないかと思います。

昨日の井田議員より、現在の保育園の課題解決について質問がありました。課題解決をしていただくとともに、保育士を早急に確保していかなければいけないというのが、ゼロ歳児、未満児が受け入れられないということがある中で、保育士確保を早急にしていかなければならないと思います。

保育士確保には、町民課保育園で保育士募集を広報に載せたり、ハローワークを利用するなど取り組んでいて、先日保育園に行つて伺つたところ、ハローワークで近隣の市町村の保育園などが集まり、求人説明会を行うブースが設けられたときにも、やまゆり、雪窓保育園、両園の園長が行つて行ったそうですが、残念ながら応募はなかったということでした。

長野県では、待機児童解消を目指して保育士確保策の強化をするために、9月に375万円の補正予算をとりまして、県保育士人材バンクの人員を増やし、保育士の資格を持つ約5,000人を対象に、将来の就職の希望などを聞き取る意向調査を行い、資格を持っていても働けない潜在保育士を掘り起こしております。

そして、保育所と保育士のマッチングを担うコーディネーターを1人から2人に増やしております。県保育士人材バンクは、2017年度5月に運用を始め、今回強化されたわけですけれども、当町は、このような県の人材バンクの活用についてはどう考えているのかお伺いします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀町民課長。

○町民課長（内堀淳志君） お答えさせていただきます。

今、議員おっしゃられました県の保育士人材バンクにつきましては、平成28年度から登録をしているところでございます。3カ月で1回の登録の期間が修了するわけですけれども、保育士確保がならないということでもありますので、3カ月ごとに更新しているところでございます。

ただ、現在までマッチングがうまくいかないということになるかもしれませんけ

れども、応募者がおらず雇用には結びついていないのが状況でございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 県の人材バンクにも登録をしているが、やはりなかなかマッチングがうまくいかないということで、応募がないということで、本当にいろいろと保育士確保には取り組んでいただいていることがわかります。

県の人材確保の強化策では、労働条件のよい県外へ保育士が流出する例も多いことから、県内就職を促す学生向けの説明会を開くなど、若い世代の保育士確保にも力を入れております。

そして、現在、全国的に保育士確保が課題となっており、人材確保にはさまざまな支援をしている自治体があります。兵庫県西宮市では、本年10月から保育士奨学金返済支援事業の募集を始めました。

この支援事業は保育士が市内の保育所などへ、常勤保育士として新規採用された場合、在学中に借り入れた奨学金の返済費用の一部を補助することで、保育人材を確保し、定着、離職防止を図るのが狙いであります。その事業規定によると、奨学金返済額のうち2分の1を補助するとして、補助の上限は年間10万円で6年間支給され、補助の総額は最大60万円となっております。

この支援事業は、東京都の足立区で始まり全国に広まりつつある制度です。当町では、若い世代の離職があるなど、これから先の御代田町の保育園の運営を考えますと、若い世代の保育士さんの確保、定着が喫緊の課題だと考えてます。

保育士奨学金返済支援事業の導入についてのお考えをお聞きます。

○議長（小井土哲雄君） 内堀町民課長。

○町民課長（内堀淳志君） お答えいたします。

若い世代の保育士確保に、保育士奨学金返済支援事業導入についてということでございますが、私も質問がありまして初めて知りましたので、調べてさせていただいた中で、導入している幾つかの、たまたまホームページ等で見させていただいて、お電話でも直接聞き取りをさせていただいたところなんですけれども、関東とか東北の市町が幾つか確認をさせていただきました。

その導入について詳しい経過等を確認させていただきましたところ、やはり保育士不足で悩んでいることから足立区さんが始めたものを、まちに合うものにして導

入をしているということでした。

確認しましたところ、たまたまどこも昨年29年度から導入したところが多くて、効果としましてどうでしょうかという確認をさせていただいたところ、29年度からということもあり、新規採用者の利用は数件程度で、効果については様子を見る必要が今後あるのではないかとということで、ただ、利用者がいるということですので、ある程度の効果がということはおっしゃられておりましたが、まだまだ検討の余地があるのではないかと話でした。

ここで当町における導入についてですけれども、今お話をさせていただきましたとおり、実際に導入している市町村の状況をもう少し詳しく調査させていただきながら、保育士の確保に対しまして有効な施策かどうか検討した中で、判断していきたいかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 実際に行っているところにも電話をして聞いていただいたりして、調査していただいたわけですが、まだ結果が出ていないところもあり、これからということではありますけれども、では、町ではこれから保育士確保に向け、ほかにはどんな取り組みをしていく考えがあるのかお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀町民課長。

○町民課長（内堀淳志君） お答えさせていただきます。

このほかの新たなものとしましては、現在、御代田町のほうは、短期大学等で保育を学ばれている方の実習について、受け入れが減少しているところでございます。その辺についてはちょっと何ともいえないところなんですけれども、そういうものもありますので、こちらに近くでいきましたら、上田女子短期大学とか、長野まで行けば清泉女子短期大学等ございます。

保育科の持っているところありますので、そういうところへ出向いていけるのであれば、出向いてぜひ御代田のほうで実習をしていただけないでしょうかと、実習を受けて、この保育園で働いてみたいというふうに思っただけならば、それが採用には試験がございますので何ともいえませんが、まずは、募集をしていただけるような状況を確認していければというふうに考えおります。

そのほかについては、ちょっと今あれなんですけれども、以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 具体的にはということで、一つ、短期大学のほうの実習に来ていただく努力をしていくというお話があったわけですが、やはりそのような中で、短期大学を出ている方などは、奨学金を返すということが、今後大変になってくる場合もあると思いますので、この奨学金の返済の支援事業なんかも、また前向きに考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

長野県は、2015年、自然を生かした保育や幼児教育を推進しようと、信州型自然保育、信州やまほいくの認定制度を行っております。信州型自然保育とは、県土の78%が森林であり、全国に誇る長野県の豊かな自然環境を生かし、自然保育を積極的に取り入れることにより、子どもの自然の恵みに対する感謝の気持ちを醸成するとともに、子どもが本来持っているみずから遊び成長しようとする力を育むことを基本理念としております。

認定には3歳以上の子どもの屋外での体験活動が、1週間に15時間以上の特化型と、1週間に5時間の普及型があり、10月25日現在33市町村の185園が認定を受けております。

当町の保育園でも、毎日の保育の中でごく自然に自然保育を行っていると思います。先日も保育園に伺ったときに、ちょうど年少さんが、近くの神社からビニール袋いっぱい自然の恵みのお土産を持って帰ってきたところでした。

この認定を受けると、自然保育活動に使用するフィールド等を整備する経費に補助金を受けられることができたり、認定を受けることによりブランド化され、対外的にもアピールができるなどのメリットもあると考えます。

信州型自然保育の認定制度の取り組みについて伺います。

○議長（小井土哲雄君） 内堀町民課長。

○町民課長（内堀淳志君） お答えさせていただきます。

今、池田議員御説明がありましたとおり、信州型自然保育、通称、信州やまほいくという認定制度が27年から確かにございます。

制度概要につきましては、先ほど議員のほうからありましたが、改めて御説明をさせていただきますと、豊かな自然環境や多様な地域資源を活用した、屋外を中心とするさまざまな体験学習を積極的に保育や幼児教育に取り入れる活動を自然保育と定義しております。長野県が独自に24項目の基準を定めて、自然保育に取り組

む団体を認定しているところでございます。

認定は、先ほど説明ありましたとおり、特化型につきましては週15時間以上の体験学習と、普及型につきましては、体験学習週5時間以上という2種類がございます。

数につきましては、先ほどありましたとおり、10月31日現在で185園、公立では、そのうち135園が認定を受けておりまして、普及型ですので、週5時間以上の体験学習を行う園は、134園が認定されているところでございます。

認定に伴う県の支援施策としましても、人材育成、情報発信、財政支援の3つの柱で、運営の安定化、人材育成の確保や、先ほど御説明のありましたフィールド設備等に積極的に支援されるところでございます。

当町には、やまゆり保育園と雪窓保育園の2園ございます。2園とも、それぞれ工夫を凝らして、子どもたちが主体的に取り組める遊びについて実践しているところでございます。

例えば、雪窓保育園では、遊びの区切りを自分でつけるということを目指し、お昼の給食の時間を設定し、自由に来て食べるということも勧めています。また、周りの自然がどんどんなくなっていく中で、園内に草花を植えたり、五感で感じられる機会を増やす取り組み等もしているところでございます。

やまゆり保育園では、探検山と呼んでいる、広さ約1,000m²の山林を持っております。探検山に自由に入り、思い思いにドングリを拾い、落ち葉拾いなどをして遊んでいるところでございます。自然豊かな御代田町に育った、心豊かなみよたっこの保育を実践していきたいと考えているところでございます。

既に2園も実施している要素は、議員おっしゃられるとおり、十分あるものと考えますが、認定に際し、自然保育に関する研究発表をした保育士の在籍が必須であったりすることで、現在のところ、信州型自然保育認定申請のほうはしておりません。

ただ、今後も、自然とのかかわりを大切にした保育を大いに取り入れていく方向ではございますので、どんな保育が実践でできるか、両園で協議していきたいと考えている中で、その過程で、信州型自然保育認定制度の認定基準を満たしていけるようであれば、認定についてもあわせて検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 昨日の第三者評価でも、当町の保育園は、自然保育に高い評価をいただいているということを知っておりますので、やはり基準を満たすには、やはり研究発表をした保育士さんとか、そういう課題があると思うんですけれども、ぜひともその中で、前向きに検討する中で基準を満たしていくのであれば、ぜひ認定を受けるということも検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

自然保育普及へ、自然を生かした保育に関する独自の認定制度を設けている長野県と鳥取県、広島県の県知事3名が発起人となり、10月22日、森と自然の育ちと学び自治体ネットワークが設立総会を開き、3県を含む16県と長野県内の51市町村を含む94市町村が参加をして、約60名の首長が出席をいたしました。

阿部県知事は代表となり、共同宣言には、先進事例の調査・研究、環境整備に向けた提言や国への要望活動を盛り込み、今後、勉強会や交流会を開催するということですが、当町はこのネットワークに参加しているのか。参加をしているのであれば、茂木町長はこの総会に参加されたのかお聞きします。

○町民課長（内堀淳志君） お答えいたしたいと思います。

大変申しわけございません。こちらに参加しているかどうか、ちょっと現時点で、ちょっと十分認識がございませんでしたので、調べてお答えさせていただきたいと思います。申しわけございません。

○議長（小井土哲雄君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 私が参加したかという問い合わせがありましたので、そのことについて、参加はしておりません。

この機会ですので、保育士不足ということで、いろいろ長年、担当者もずっと担当課長、係の職員も苦勞して進めてきているわけですが、御代田町においては、先ほどの話にありますように、未満児保育については、要望する人が、人数がふえてきているという現状にありますので、その辺も一つの要因になるかと思っておりますので、ぜひそんな町の抱える問題でもありますので、議員の皆様におかれましても、どこかお知り合いに保育士、あるいは保育の資格を取るために、短大、大学などに行っている方がいらっしゃいましたら、ぜひ町に御紹介いただいて試験を受けてい

ただくなり、そんな御協力もこの機会にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） ちょっと、こちらのほうは通告はしていなかったんですけど、自然保育に関係してだったので質問をさせていただいたんですけど、残念ですね。何か町民課のほうでも、このことがあったのかもわかっておられなかったのかなという気もするわけですが、本当に自然豊かな御代田町で、やはり知事が発起人となって、鳥取と広島県の県知事が発起人となって進めている自治体ネットワークですので、参加しているのかなと思って、町長も参加していればどうだったのかなということをちょっとお伺いしたかったわけですが、まことに残念であります。

今後も、保護者の皆さんのニーズに応えていただけるように、保育士の確保、また保育園の課題解決に、全力で取り組んでいただけることをお願いをいたしまして、一般質問を全て終了いたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、通告7番、池田るみ議員の通告の全てを終了します。

以上をもちまして、一般通告質問の全てを終了します。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午前11時57分